国立大学法人旭川医科大学における教員評価実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は，国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）における教員個人の教育，研究，診療，社会貢献・国際交流及び管理・運営に係る諸活動の状況についての点検・評価（以下「教員評価」という。）の実施に関する基本的事項について定める。

（定義）

第２条　この要領において「教員」とは，常勤の教授，准教授，講師及び助教をいう。

（評価の対象期間）

第３条　教員評価の対象期間は，評価実施年度の前年度１年間（以下「評価対象年度」という）とし，毎年度実施するものとする。

（評価の目的）

第４条　教員評価は，次の各号に掲げる目的のために実施する。

（１）　大学の教育研究活動等の活性化を促進する。

（２）　評価結果に基づく改善等の取組により，本学の高等教育機関としての教育研究等の質を保証する。

（３）　教員の能力及び実績を公正に評価し，評価結果を教員の処遇等へ適切に反映させる。

（４）　評価結果を公表することにより，本学が広く国民の理解と支持を得られるよう努め，もって社会への説明責任を果たす。

（評価の対象者）

第５条　評価対象年度に計６カ月以上，教員として本学に在籍し，且つ評価実施年度の４月１日時点においても引き続き，教員として本学に在籍している者を教員評価の対象者（以下「評価対象教員」）とする。

２　評価対象教員のうち，評価対象年度又は評価実施年度に副学長の職にあった教員及び副学長の職にある教員については，その在任期間にかかわらず教員評価の対象外とする。

３　評価対象教員のうち，評価対象年度に採用された教員については，短い教員活動期間を考慮し，教員評価の実施の有無について選択できるものとする。

４　評価対象教員のうち，留学，研究休職，長期出張，病気休暇，育児休業その他合理的な理由がある者は，教員評価の実施の有無について選択できるものとする。

（評価の実施単位）

第６条　教員の特性等に配慮した適正な評価を実施するため，以下の評価単位に区分する。

評価単位	職位区分	評価単位 No.	定義
基礎医学 看護学科 学科目	教授	1	【基礎医学】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第６項で規定する講座のうち，基礎医学講座に所属する教員 【看護学科】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第６項で規定する講座のうち，看護学講座に所属する教員 【学科目】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第６項で規定する学科目に所属する教員
	准教授・講師	2	
	助教	3	

センター等	教授	4	国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 24 条で規定する施設及び第 26 条で規定する学内共同利用施設に所属する教員
	准教授・講師	5	
	助教	6	
臨床医学 診療科等 中央診療施設等	教授	7	【臨床医学】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第６項で規定する講座のうち，臨床医学講座に所属する教員 【診療科等】 旭川医科大学病院規程第４条で規定する診療科のほか，光学医療診療部，腫瘍センター，緩和ケア診療部，乳腺疾患センターに所属する教員 【中央診療施設等】 旭川医科大学病院規程第８条で規定する中央診療施設等のほか，評価単位「診療科等」に含まれない病院に置かれる部署に所属する教員
	准教授・講師	8	
	助教	9	

２　評価単位については，原則として評価対象教員の所属先により固定するが，評価対象教員から変更を認めるに足る合理的な理由の申出があった場合は，教員評価委員会の判断により変更を認めるものとする。

（評価の対象領域）

第７条　教員評価の対象領域は，「教育」「研究」「診療」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」の５領域とし，評価単位ごとに以下のとおり定める。

評価単位	職位区分	評価単位 No.	対象領域
基礎医学 看護学科 学科目	教授	1	「教育」「研究」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」
	准教授・講師	2	
	助教	3	
センター等	教授	4	「研究」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」
	准教授・講師	5	
	助教	6	
臨床医学 診療科等 中央診療施設等	教授	7	「教育」「研究」「診療」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」
	准教授・講師	8	
	助教	9	

（評価の対象項目）

第８条　教員評価の対象項目は，年度ごとに別に定める。

（評価の実施体制）

第９条　教員評価は，教員評価委員会が実施する。

（評価の実施手順）

第１０条　教員評価の実施手順は，年度ごとに別に定める。

（評価の評定区分）

第１１条　教員評価における領域別評価及び総合評価の評定区分は，以下のとおりとする。

（1）　領域別評価の評定区分

評定区分	
Ⅰ	特に優れた水準
Ⅱ＋	優れた水準
Ⅱ	良好な水準
Ⅲ	標準的な水準
Ⅳ	向上が求められる水準
Ⅴ	改善を要する水準

（２）　総合評価の評定区分

評定区分	
S	特に優れている
A＋	優れている
A	良好である
B＋	標準的である
B	向上が求められる
C	改善を要する

２　第５条第３項及び第４項で規定する評価対象教員が教員評価の実施を選択した場合においては，総合評価で「B：向上が求められる」又は「C：改善を要する」の評定を付さないものとする。

（評価結果の通知及び不服申立て）

第１２条　教員評価委員会は，決定した評価結果（案）について，評価対象教員に通知する。

２　評価対象教員は，評価結果（案）に不服がある場合，教員評価委員会に対して不服申立てをすることができる。

３　教員評価委員会は，評価対象教員から不服申立てを受けた場合は，その内容を踏まえ，評価結果（案）について再度審議の上評価結果を確定し，当該教員に通知する。

４　第１項において通知した評価結果（案）について不服申立てが無い場合は，当該評価結果（案）をもって確定した評価結果とし，改めての通知はしないものとする。

（評価結果の活用）

第１３条　評価対象教員は，自身の教員活動の状況及び評価結果を認識し，自身の教員活動の改善及び向上等に努めるとともに，本学の教育研究活動等の活性化に役立てるものとする。

２　学長は，評価結果を評価対象教員の処遇等に反映させるものとする。

（評価結果に基づく改善）

第１４条　学長は，総合評価において「C：改善を要する」と評定された評価対象教員に対し，今後の教員活動の活性化に資するため，改善計画書を提出させるものとする。

２　前項に該当する評価対象教員は，活動の反省点や次年度における改善計画を記載した改善計画書を学長及び１次評価における評価者に提出し，活動の改善に努めなければならない。

（評価結果の公表）

第１５条　教員評価の結果は，教員活動の改善・向上及び社会への説明責任を果たすことを目的として，本学ホームページ上において公表する。

２　公表にあたっては，教員個人に係る情報については公表しないものとする。

（その他）

第１６条　この要領に定めるほか教員評価に関し必要な事項は，教員評価委員会が別に定める。